

□■養成所ニュースプラス第 27 号 2023□■

昨日の勤労感謝の日が今年最後の祝日でした。受験勉強に充てた方も多かったことと思います。師走になった途端に世の中も慌しくなります。皆さんは、確実に1日1日を積み重ねていきましょう。

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」として公的年金制度の普及・啓発活動に取り組んでいます。皆さんの身近の商業施設等でも出張年金相談や年金セミナーなどが開かれているのではないのでしょうか。

今回は、「社会保障」から社会保険制度の財源、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」（現、障害者福祉）から障害者福祉制度の発展過程の問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第 31 回問題 49】社会保険制度の財源に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 健康保険の給付費に対する国庫補助はない。
2. 介護保険の給付財源は、利用者負担を除き、都道府県が4分の1を負担している。
3. 老齢基礎年金は、給付に要する費用の3分の2が国庫負担で賄われている。
4. 労働者災害補償保険に要する費用は、事業主と労働者の保険料で賄われている。
5. 雇用保険の育児休業給付金及び介護休業給付金に対する国庫負担がある。

【第 31 回問題 57】障害者福祉制度の発展過程に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 国連で定めた国際障害者年（1981年（昭和56年））のテーマは、「万人のための社会に向けて」であった。
2. 「障害者虐待防止法」（2011年（平成23年））における障害者虐待には、障害者福祉施設従事者によるものは除外された。
3. 「障害者雇用促進法」の改正（2013年（平成25年））では、雇用分野における障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止について、努力義務が課された。
4. 「障害者差別解消法」（2013年（平成25年））では、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止について、民間事業者に努力義務が課された。
5. 障害者の、権利に関する条約（2014年（平成26年）批准）では、「合理的配慮」という考え方が重要視された。

（注）1. 「障害者虐待防止法」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のことである。

（注）2. 「障害者雇用促進法」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」のことである。

（注）3. 「障害者差別解消法」とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

・(34期生) 修了に関する書類は、10月31日（火）に発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、1週間程度経過しても書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(35期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

11月2日（木）に支給申請書類一式を発送しています。届きましたら内容を確認し、11月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

・(35期生)3学期レポート課題の<テキスト・参考文献>表記に誤りがありましたので、ホームページに訂正を掲載しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1169138&c=3246&d=99c7>

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

・第36回国家試験は、令和6年2月4日(日)です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1169139&c=3246&d=99c7>

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて順次公開予定です。

第34・35期生の皆様にご案内を郵送しておりますので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1169140&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1169141&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第36期生の出願を受け付けております。

現在、1期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介しますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1169142&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1169143&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1169144&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

養成所ニュースプラス第24号でお伝えいたしましたとおり、年内はお休みします。

【Plus Quiz 正答と解説】

【第31回問題 49】

この科目の大項目「社会保障制度の体系」は毎年複数の出題があります。中項目の「年金保険制度の概要」「医療保険制度の概要」「雇用保険制度の概要」を中心にいくつかの社会保障制度を組み合わせた問題の形が多くなっています。目的、対象、給付内容、財源構成等を比較しながら確認してください。

育児休業給付は、休業期間中に賃金が得られない労働者が、失業しないよう失業等給付の中の雇用継続給付の一類型として、1994(平成6)年改正により創設されました。2020(令和2)年改正で、育児休業給付の安定的給付のために、他の失業等給付とは異なる給付体系に位置づけられることになりました。

1. ×健康保険では、事務費の負担のほか、給付費についても国庫補助があります。協会けんぽについての国庫補助割合は、当分の間16.4%とされています。

2. ×介護保険給付の財源構成は、保険料50%、公費50%が基本です。公費負担の内訳として、居宅給付費では、国25%、都道府県12.5%、市区町村12.5%、施設等給付費では、国20%、都道府県17.5%、市区町村12.5%とされています。

3. ×高齢基礎年金の給付費の国庫負担割合は、2分の1です。

4. ×労働者災害補償保険の費用財源となる保険料は、全額が事業主側の負担で労働者の負担はありません。
5. ○雇用保険は給付の種類ごとに国庫負担割合は異なり、育児休業給付金及び介護休業給付金は、雇用継続給付に含まれます。給付費用の8分の1について国庫負担があります。

【第31回問題57】

この科目の大項目、中項目にある障害福祉制度の発展過程はこの5年間で4回の出題頻度です。法律制定と障害者福祉の理念を関連付け、発展過程を押さえる必要があります。

選択肢4の「障害者差別解消法」において、民間事業者は「合理的配慮」の提供を努力義務としていましたが、2021（令和3）年の改正により民間事業者も義務化され、2024（令和6）年4月1日施行となります。

1. ×国際障害者年のテーマは「完全参加と平等」です。国連は1975年の障害者の権利宣言を具現化するため国際障害者年を宣言しました。
2. ×「障害者虐待防止法」には、養護者や使用者によるものとともに、障害者福祉施設従事者によるものも含まれます。
3. ×「障害者雇用促進法」の改正において、雇用分野での障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止は法的義務と規定されました。努力義務ではありません。
4. ×「障害者差別解消法」において、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止は、国・地方自治体等と民間事業者の法的義務が課されました。
5. ○障害者の権利に関する条約では、「合理的配慮」が定義され重要視されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus